

○自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）に関する運用方針

令和4年1月7日 国自技環第132号

国自旅第381号

国自貨第88号

令和4年6月22日 国自技環第37号

国自旅第87号

国自貨第26号

令和4年12月7日 国自技環第123号

国自旅第344号

国自貨第109号

この運用方針は、自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）交付要綱（令和4年12月7日付け国自技環第122号、国自旅第343号、国自貨第108号。以下「交付要綱」という。）に定める自動車環境総合改善対策費補助金の交付について、必要な事項を定める。

1. 用語

この運用方針において使用する用語は、交付要綱において使用する用語の例による。

2. 補助対象事業者要件

(1) 補助対象事業者要件 [バス・タクシー]（交付要綱別表関係）

i. 交付要綱別表に定める一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者に準ずるものは、道路運送法第3条第2号に規定する特定旅客自動車運送事業者（但し、長期契約による企業の従業員、学校の生徒、一定の障害者等の輸送を行う者に限る。）とする。

ii. 交付要綱別表に定める自動車リース事業者に準ずるものは、次のとおりとする。

① 自らが所有する電気バス、優良ハイブリッドバス（専ら乗合タクシーに使用する電気タクシー及び電気自動車用充電設備等を含む。）を一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者に貸与の上、旅客運送を委託する地方公共団体

② 特定旅客運送事業者に自らが所有する電気バス、優良ハイブリッドバスを貸与のうえ、旅客運送を委託する学校法人又は企業等

③ バス事業の分社等により、自らが50%を超える出資比率によって設立した子会社たる一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、自らが所有する電気バス等、優良ハイブリッドバスを貸与する者

(2) 補助対象事業者要件 [トラック]（交付要綱別表関係）

- i. 交付要綱別表に定める一般貨物自動車運送事業者に準ずるものは、貨物自動車運送事業法（平成元年12月19日法律第83号）第2条第3号に規定する特定貨物自動車運送事業者（但し、長期契約により専ら一の荷主の依頼に応じ物資の輸送を生業とする者に限る。）、同第4号に規定する貨物軽自動車運送事業者とする。
  - ii. 交付要綱別表に定める自動車リース事業者に準ずるものは、自らが所有する電気自動車用充電設備等を交付要綱別表に定める事業者を使用させる者とする。
- (3) 補助対象事業者の認定（交付要綱別表関係）
- 交付要綱別表に定める大臣の認定は、補助金の交付申請の審査と併せて資格審査を行い、補助金の交付決定をもって認定されたものとする。

### 3. 補助金交付に必要な手続き等

- i. 本事業に係る補助金の交付予定枠の申込み等〔電気バス、電気タクシー、電気トラック、燃料電池トラック〕（交付要綱第5条第1項及び第3項関係）
  - ① 本事業においては、補助対象車両の使用者たる旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業を営む者が補助金の交付予定枠の申込みを行うものとし、交付予定枠の申込み及び内定通知については、様式4によるものとする。
  - ② 地方運輸局長は、原則として、予算の範囲内で交付予定枠の内定を行うものとする。
  - ③ 過去に正当な理由無く内定を辞退した者については、今年度の内定に際してその事実を考慮することがある。
  - ④ 本事業のうち電気バスに係る補助金の交付予定枠の申込みにおいては、令和4年度の自動車環境総合改善対策費補助金に関する運用方針により事業計画の提出を行ったが予算枠のため認定を受けられなかった者又は台数を切り下げて認定を受けた者については、今年度の内定に際して、既に国の補助を受けられた車両等の台数分等を除き、事業計画にて出された台数分等を優先的に内定することがある。
  - ⑤ 総保有台数に対する電動車の導入割合が低い者について、今年度の内定に際して優先的に内定することがあり、申込に際して別添1を添付することができる。
- ii. 本事業に係る補助金の交付予定枠の申込み等〔優良ハイブリッドバス〕（交付要綱第5条第1項及び第3項関係）
  - ① 本事業においては、補助対象車両の使用者たる旅客自動車運送事業（一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）を営む者が補助金の交付予定枠の申込みを行うものとし、交付予定枠の申込み及び内定通知については、様式2によるものとする。
  - ② 地方運輸局長は、原則として、経年車の廃車の有無、経年車の廃車車両の初度登録年月及び登録予定日等を勘案し、予算の範囲内で交付予定枠の内定を行うものとする。
  - ③ 過去に正当な理由無く内定を辞退した者については、今年度の内定に際してその事実を考慮することがある。
  - ④ 総保有台数に対する電動車の導入割合が低い者について、今年度の内定に際して優先的に内定することがあり、申込に際して別添1を添付することができる。
- iii. 本事業に係る補助金の交付予定枠の申込み等〔優良ハイブリッドトラック〕（交付要綱第5条第1項及び第3項関係）

- ① 本事業において、補助対象車両の使用者たる貨物自動車運送事業を営業者が補助金の交付予定枠の申込みを行うものとし、申込み及び交付予定枠の内定通知については、様式3によるものとする。
- ② 地方運輸局長は、原則として、経年車の廃車の有無、経年車の廃車車両の初度登録年月、事業者毎の補助台数及び登録予定日等を勘案し、予算の範囲内で交付予定枠の内定を行うものとする。
- ③ 過去に正当な理由無く内定を辞退した者にあつては、今年度の内定に際してその事実を考慮することがある。
- ④ 総保有台数に対する電動車の導入割合が低い者について、今年度の内定に際して優先的に内定することがあり、申込に際して別添1を添付することができる。

iv. 交付申請要件（交付要綱別表関係）

交付要綱別表に定めるグリーン経営認証制度に基づく認証その他これに準ずる認証等とは、次に掲げるものとする。

- ① 交通エコロジー・モビリティ財団によるグリーン経営認証制度に基づく認証
- ② 公益社団法人全日本トラック協会による貨物自動車運送事業安全性評価事業制度に基づく認定
- ③ 国際標準化機構が制定した国際標準規格 IS09001 又は IS014001 認定制度に基づく認証
- ④ 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして大臣が認定する認証等

v. 経年車の廃車を伴う新車導入における自動車の制限措置（交付要綱別表関係）

廃車する自動車の所有者名義が引取日以前1年間に変更され、所有者名が異なる場合においても同一の所有者とみなし、所有期間を合算して計算できるものは次のとおりとする。

- ① 社名の変更により所有者名が異なる場合。
- ② 事業の合併・譲渡により廃車する自動車の所有者の権利義務を全て継承し、所有者名が異なる場合。
- ③ 親会社と100%子会社の関係又は同一親会社の100%子会社同士の関係の場合。

廃車する自動車の所有者名と新車導入する自動車の所有者名が異なる場合においても、同一の所有者とみなすものは次のとおりとする。

- ① 社名の変更により所有者名が異なる場合。
- ② 事業の合併・譲渡により廃車する自動車の所有者の権利義務を全て継承し、所有者名が異なる場合。
- ③ 親会社と100%子会社の関係又は同一親会社の100%子会社同士の関係の場合。
- ④ 廃車する自動車が、新車導入する自動車を使用する自動車運送事業者等（一般乗用旅客自動車運送事業者及び自動車リース事業者を除く。）の所有する自動車で、新車導入する自動車が自動車リース事業者の所有する自動車の場合。

vi. 電気自動車用充電設備等（交付要綱第3条関係）

交付要綱第3条第九号の国土交通大臣が指定する電気自動車用充電設備とは、一般用電気工作物（電気事業法第38条第1項に適合する充電設備）のうち、電気自動車に充電するための設備（充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたスタンド式又はポール式の設備に限る。）であつて、商用電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電池の充電を

制御する機能を共に有する定格出力 10kW 以上のもの（以下「急速充電器」という。）、交流電源装置のみを有し電池の充電を制御する機能を持たず漏電遮断器及びコントロールパイロット機能（使用、非使用の切り替え可能なもの）を有するもの（以下「普通充電設備」という。）又は電気自動車用非接触式充電設備（電気自動車に充電するための設備のうち、充電コネクタ、充電ケーブルその他の電気自動車バスと有線により接続して充電するための装置を有さないものをいう。）とし、専ら事業用自動車の充電に用いるものとする。

vi. 事業の完了日（交付要綱第 13 条第 1 項関係）

本事業における交付要綱第 13 条第 1 項に定める交付決定事業が完了した日は、以下のとおりとする。

- ① 導入する電気自動車及び燃料電池トラックの新車新規登録日（軽自動車の場合は新車新規検査届出日）及び電気自動車用充電設備等の設置等が完了した日のいずれか遅い日
- ② 導入する優良ハイブリッド自動車の新車新規登録日（軽自動車の場合は新車新規検査届出日）又は経年車の廃車を伴う場合は使用済自動車を引き渡した日のいずれか遅い日

(4) 電子情報処理組織による申請等

様式 1、様式 2 又は様式 3 による申請については、電子情報処理組織を使用する方法（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 26 条の 3 の規定に基づき大臣が定めるものをいう。以下同じ。）により行うことができる。

また、電子情報処理組織により行われた申請に係る様式 1、様式 2 又は様式 3 による通知については、当該申請を行った事業者が書面による通知を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、当該通知を電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

4. 財産処分制限期間（交付要綱第 16 条第 2 項関係）

交付要綱第 16 条第 2 項の別に定める期間は、取得した財産の別ごとにそれぞれ以下のとおりとする。

- ① 電気バス：5 年
- ② 電気タクシー：3 年
- ③ 電気トラック、燃料電池トラック：4 年（最大積載量が 2 トン以下の場合にあっては、3 年）
- ④ 優良ハイブリッドバス：5 年
- ⑤ 優良ハイブリッドトラック：4 年（最大積載量が 2 トン以下の場合にあっては、3 年）
- ⑥ 電気自動車用充電設備等：5 年（電気自動車駆動用蓄電池にあっては 3 年（電気タクシー及び電気トラック用にあっては 2 年））

5. 補助金の額等（交付要綱別表関係）

i. 大臣は、補助金の額について、予算の執行状況に応じて、額の上限の範囲内において決定するものとする。なお、租税公課（消費税等）、車両の運行に伴う経費（登録手続費用、自賠責保険料等）は補助対象経費としない。

ii. 別表で定めるあらかじめ所有する使用過程車とは、補助対象事業者が導入自動車への改造

をせず所有者となり、運行の用に供していた自動車であり、取得から補助対象車両への改造までに1年以上の期間が経過したものをいう。

iii. 電気バスについては、補助対象とする車両本体価格の上限を8千万円として補助金の額を決定するものとする。また、補助対象経費に補助率を乗じて得た額を補助金の額とすることが適当でない場合については、個別に判断するものとする。

iv. 電気タクシー（ハイヤー事業に用いるものを含む。）については、補助対象とする車両本体価格の上限を600万円として補助金の額を決定するものとする。

v. 電気自動車用充電設備の工事費については、以下を上限とする。なお、これらを上限額とすることが適当でない場合については、個別に判断するものとする。

① 急速充電設備…300万円（定格出力10kw以上50kw未満の設備にあつては216万円）

② 普通充電設備…90万円

また、各費目の上限額、審査方法については経済産業省所管「電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金」と同様とする。

vi. 燃料電池トラックについては、補助対象とする車両本体価格の上限を6千万円として補助金の額を決定するものとする。

vii. 補助対象経費と通常車両価格等〔バス〕（交付要綱別表関係）

優良ハイブリッドバスの導入における通常車両価格は、車両の長さごとに、消費税相当額を除き、それぞれ次のとおりとする。ただし、車両購入費の補助金に係る消費税相当額を仕入控除対象外としている事業者については、次の金額に消費税相当額を加算した金額とする。また、これらいずれの場合においても、これらを通常車両価格とすることが適当でない車両については、個別に判断するものとする。

① 7m以上9m未満：1,904万円を通常車両価格とする。

② 9m以上：2,372万円を通常車両価格とする。

viii. 補助対象経費と通常車両価格との差額等〔トラック〕（交付要綱別表関係）

優良ハイブリッドトラックの導入事業における補助対象経費と通常車両価格との差額は、次のとおりとする。ただし、車両購入費の補助金に係る消費税相当額を仕入控除対象外としている事業者については、次の金額に消費税相当額を加算した金額とする。また、これらいずれの場合においても、これらを補助対象経費と通常車両価格との差額とすることが適当でない車両については、個別に判断するものとする。

① 最大積載量（減トン前）4トン未満：77万円

② 最大積載量（減トン前）4トン以上：268万円

## 7. 他国の補助金との調整（重複交付の制限）

(1) 自動車環境総合改善対策費補助金は、同目的のもと運営される他国の補助金（国が特殊法人等を通じて交付する補助金を含む。以下同じ。）を受けた事業には、交付しないものとする。

(2) 大臣は、当該補助金の交付を受けた自動車の登録情報及び電気自動車用充電設備等に関する情報について、他国の補助金の交付業務を行う者に対して情報提供することができるものとする。

附 則

この運用方針は、令和3年12月20日から適用する。

附 則

この運用方針は、令和4年6月22日から適用する。

附 則

この運用方針は、令和4年12月7日から適用する。